

就職や退職をしたら届け出を

就職や退職などで国民健康保険（国保）から脱退か加入をしたときは、下表の届け出が必要です。14日以内に市役所市民課か各支所で手続きをしてください。

■退職者は要注意

退職して職場の健康保険を脱退しても、自動的に国保への加入が行われるわけではありません。必ず期限内に届け出てください。届け出が遅れた場合でも、会社の健康保険を脱退した日までさか

国民健康保険の主な届け出		
届け出が必要な場合		届け出に必要な物
加入	他の市区町村から転入した	印鑑、届出者の本人確認書類
	子どもが生まれた	
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	印鑑、社会保険離脱証明書＊、届出者の本人確認書類
	生活保護を受けなくなった	印鑑、保護廃止決定通知書、届出者の本人確認書類
脱退	他の市区町村へ転出する	印鑑、保険証
	死亡した	
	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になった	印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証（認定日が記入されたもの）
	生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度（65歳未満の人）に該当	印鑑、保険証、老齢（退職）年金証書（被用者年金の加入期間が20年未満の人は40歳以後に10年以上加入していたことが確認できる書類）、届出者の本人確認書類
	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証、届出者の本人確認書類
	修学のため他の市区町村に転出し、本市の保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書か学生証の写し、届出者の本人確認書類

＊社会保険離脱証明書は、各事業所か各健康保険組合で発行されます。

問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6250

のぼって国保税を納める必要があります。

また、家族の健康保険に扶養家族として加入した場合、国保からの脱退手続きをしてください。

■保険証を紛失・破損したとき

運転免許証やパスポートなど本人確認ができる身分証明書と、破損の場合は破損した保険証を用意し、市役所国民健康保険課か各支所、上川淵・桂萱・元総社・南橋市民サービスセンターのいずれかで再交付の手続きを行ってください。

人間ドック健診費の助成

人間ドック健診費の助成を行います。申請の受け付けは4月中旬頃の予定。詳しくは後日、本紙でお知らせします。

■国保人間ドック（日帰り・1泊2日・脳ドック）

対象＝次の全てを満たす人。①来年3月31日(火)までに30歳～75歳になる（ただし、75歳の誕生日前に受診できる）②申請時から受診時まで継続して国保資格を持っている③国保税完納世帯である④

問い合わせは 国保人間ドックについては 保健指導室 ☎027-220-5715 後期高齢者人間ドックについては 国民健康保険課 ☎027-898-6253

脳ドックは来年3月31日までに40・45・50・55・60・65・70歳になる

■後期高齢者人間ドック（日帰り・1泊2日）

対象＝次のいずれかを満たす人。①4月1日(火)現在、後期高齢者医療保険に加入し保険料を完納している②来年2月28日(木)までに75歳になり、誕生日以降に受診できる

福祉医療費受給資格者証を郵送

問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6253

ことし小中学校に入学する子ども福祉医療費受給資格者に、4月1日(火)から使用する新たな受給資格者証を3月下旬に郵送します。4月以降、医療機関を受診する際は、この新しい受給資格者証と健康保険証を必ず一緒に提示してください。

また、中学生までの重度心身障害者福祉医療費や母子・父子家庭等福祉医療費の受給者は、現在

持っている受給資格者証を使用してください。

なお、福祉医療費の各制度と、新たに申請する場合に必要な物は下表のとおりです。

福祉医療制度は皆さんの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、適正な受診を心掛けてください。

福祉医療費の各制度と申請に必要な物	
区分	必要な物
子ども（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子）	保険証
重度心身障害者・高齢重度障害者	①身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A）、年金証書（障害年金1級）、特別児童扶養手当（1級）かIQ35以下を証明する書類のいずれか ②保険証
母子・父子家庭など（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と母か父など）	①母か父の課税状況が分かる書類（所得制限あり） ②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証

※県内からの転入者で前住所地でも福祉医療費を受給していた人は、前住所地の市町村発行の「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要です。

路上喫煙・ポイ捨ては禁止

たばこは、煙や臭いを不快に感じる人も多く、吸い殻のポイ捨ては街の美観を損ねてしまいます。また、路上喫煙は、たばこを持つ手が子どもや車椅子の人の顔に当たって、やけどを負わせてしまう危険性がある行為です。そこで、4月から「路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例」を施行します。この条例では、市内全域で吸い殻や空き缶などのポイ捨てを禁止し、「路上喫煙をしないよう努めなければならない」と決めました。路上喫煙防止重点区域に指定された区域では、路上喫煙は禁止となります。

違反者には指導や文書での勧告、改善命令を実施。これに従わない場合には、2万円の過料を徴

問い合わせは ごみ減量課 ☎027-898-6272

収します。

みんなの力で、安全で快適な前橋市をつくっていきましょう。



国保の自己負担割合が変更

問い合わせは 国民健康保険課 ☎027-898-6249

70歳から74歳までの国民健康保険加入者の、自己負担割合が右表のとおりに変わります。70歳の誕生月の翌月（1日生まれはその月）から適用となるため、適用前に高齢受給者証を郵送します。

昭和19年4月1日以前の誕生日の人は、4月以降も1割に据え置かれます。「2割（平成26年3月31日までは1割）」と記載された受給者証を持っている人には「2割（特例措置により1割）」と記載した受給者証を3月下旬に郵送します。

70歳から74歳までの人の自己負担割合		
対象		割合
一般 低所得者Ⅰ 低所得者Ⅱ	昭和19年4月1日以前に生まれた人	1割
	昭和19年4月2日以降に生まれた人	2割
現役並み所得者		3割（変更なし）